

医療 DX 推進体制及び質の高い訪問看護実施のための情報活用に係る指針

株式会社 創心會

(訪問看護ステーション)

医療 DX 推進及び利用者の安全確保及び質の高い訪問看護を提供するための委員会

(この委員会は、生産性向上委員会が兼ねる)

(医療 DX 推進体制及び質の高い訪問看護実施のための情報活用に係る基本的な考え方)

第1条

- 1 この指針は、株式会社 創心會が開設する訪問看護ステーションにおいて、医療 DX 推進及び診療情報等の活用し質の高い医療を提供するための内容を指針として定め取り組むためのものとする。

(指針の運用について)

第2条

- 1 この指針は、次のものを定めるものとする。
 1. 指針を運用するための委員会の設置、委員構成、運営に関する事項
 2. 医療 DX 推進体制に関する事項
 3. 質の高い訪問看護実施のための情報活用に関する事項
 4. 情報公表に関する事項

(委員会について)

第3条

- 1 この指針を運用するため、株式会社 創心會は、医療 DX 推進体制及び利用者の安全確保及び質の高い訪問看護を提供するための委員会（以下、委員会という）を設置する。
- 2 この委員会は、次の通り委員を構成する。
 1. 委員長
 2. 副委員長
 3. 委員
- 3 委員長、副委員長は、委員の互選により決定する。
- 4 委員会は毎年度、計画を立て定期的開催する。
- 5 委員会を開催した場合には、議事録を作成し保管する。
- 6 この指針の見直し、変更の決定は委員会で行う。
- 7 この委員会は、生産性向上委員会が兼ねる。

(医療 DX 推進体制について)

第4条

- 1 医療 DX 推進体制に関する事項は、次の通りとする。
 1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報

処理組織の使用による請求を行う。

電子情報処理組織の使用による請求	利用開始時期
利用	2025年3月7日～

2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を次の通り整備する。

居宅同意取得型オンライン資格確認等システム	利用開始時期
利用	2025年3月7日～

3. 看護師等が居宅同意取得型オンライン資格確認等システムを運用する。
※居宅同意取得型オンライン資格確認等システムとは、訪問診療や訪問看護においてオンライン資格確認の仕組み「居宅同意取得型」という。
4. 訪問看護を行う居宅において職員が持参するモバイル端末等を用いてオンライン資格確認を実施する。利用者の医療保険の資格情報確認、本人の同意に基づき薬剤情報、診療情報、特定健診情報を閲覧する。
5. 取得した診療情報等を活用し訪問看護・指導を実施する。

(質の高い訪問看護及び情報活用について)

第4条

- 1 質の高い訪問看護実施のための情報取得及び活用に関する事項は、次の通りとする
1. マイナ保険証の利用を促進する。
 2. 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みを実施する。

(情報公表について)

第5条

- 1 情報公表に関する事項は、次の通りとする。
1. この指針は、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示する。また、自ら管理するホームページや情報公表システム等のウェブ上に掲載する。

(指針を適用するステーションについて)

第6条

- 1 この指針を適用する株式会社 創心會が開設する訪問看護ステーションは、次の通りとする。

事業所名	ステーションコード
創心会訪問看護リハビリステーション 創心会訪問看護リハビリステーション サテライト笠岡	029, 023, 7
創心会訪問看護リハビリステーション中洲	029, 058, 3
創心会訪問看護リハビリステーション岡山	019, 048, 6
創心会訪問看護リハビリステーション大安寺	019, 131, 0
創心会訪問看護リハビリステーション福山	159, 038, 6
創心会訪問看護リハビリステーション高松中央	019, 073, 0

附 則

この指針は、2026年5月1日から施行する。